

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和3年3月4日

奈良地方法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和2年第15号
対象土地	生駒郡三郷町三室二丁目367番1
	生駒郡三郷町三室二丁目373番1